

令和6年度 第3回恵庭市社会福祉審議会

高齢者福祉・介護保険専門部会 会議録

1. 開催日時 令和7年2月25日（火） 午後5時30分～午後6時30分

2. 開催場所 恵庭市役所 3階 301・302会議室

3. 出席者

【出席委員】 山内委員、齊藤委員、木下委員、
米山委員、本間委員（計5名）

【欠席委員】 5名

【傍聴者】 0名

【報道関係】 0名

【事務局】 保健福祉部長、保健福祉部次長、介護福祉課長、
介護福祉課 介護保険担当主査、高齢者相談・介護認定担当主査、
生きがい対策担当主査、指導担当主査・スタッフ（2） （計9名）

4. 内 容

（1）開会

（2）部会長挨拶

（3）内容

<議 事>

1. 第9期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における地域密着型サービスの基盤整備に係る見直しについて

<報 告>

1. 恵庭市福住憩の家の開館時間等について
2. 恵庭市有償サービス事業（ちょこっとお手伝いサービス なんもだよ）の料金改定等について
3. 地域密着型サービス事業者等の休止等について
4. 指定介護予防支援の一部委託について

(4) 詳細

<議 事>

1. 第9期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における地域密着型サービスの基盤整備に係る見直しについて

令和5年度に策定した標記計画において、介護サービス基盤整備計画を盛り込み、令和6年度は3つのサービス（認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護）について公募を実施したが、認知症グループホームと小規模多機能型居宅介護で応募する事業者がいなかった。

応募者がいなかった大きな理由として、地価の高騰により用地確保が困難となったことを確認している。

また、既存のサービス事業所や新規開設の事業所において、慢性的な介護人材の不足が進行しており、一部では人材不足を理由とした施設の休止も見受けられる。

このことから、第9期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画期間中の基盤整備の見直しについて、意見を伺いたい。

【部会長】 只今事務局より説明のあった議事について、質問・意見等はあるか。

<質 問>

【委 員】 現在休止しているサービス（地域密着特養）の休止期間はどれくらいを予定しているのか。

【事務局】 期間については未定となっている。早期に再開をしたいと考えているとのこと。

【委 員】 いつから休止をしているのか。

【事務局】 昨年12月末で休止している。

【委 員】 一部休止しているグループホームも去年からか。

【事務局】 一度開設していたが、その後職員の確保が困難になり10月中に2階のみ休止となった。

【委 員】 恵庭市内での介護職員初任者研修等の開催状況について、開催しているのであればどのような人数の受講者がいたのか。

【事務局】 当市では開催していない。

【委 員】 介護福祉士等資格の取得を希望される方への助成制度はあるのか。

【事務局】 現在当市では助成制度はない。

<意 見>

- ・ 募集しても職員が集まらないことや用地が高い中で現実的なサービス体制となるよう

に見直しは必要だと考える。

- ・休止が改善できていないのに新たな募集をするのは非現実的なため、休止されている事業を再開させるのが優先だと考える。
- ・恵庭市内の事業所だけでもマンパワーを増加・キープしていくためにも「介護職員に優しい街」というキャッチフレーズを掲げて政策を考えるべき。
- ・介護人材不足のため恵庭市内でも職員の奪い合いがある。事業所レベルで辞めさせないような努力をする必要がある。
- ・市内からの通勤者が多いものの、近隣自治体に住んでいる職員も一定数いるため、職員が離れないように、送迎をしている事業所もある。
- ・これから事業所レベルで働きやすい方法を考えていくにあたって他市町村も同様な取り組みをしてくると考えられる。少しでもほかの市町村に流されないような工夫をする必要がある。
- ・介護に関する認識を変える必要はある。介護士やケアマネージャーが貴重で必要とされる人材だと認識しないといけない。
- ・高校生向けのバスツアー等による施設見学から将来の介護職員として働きたいと思えるように、そういう活動が増えるといい。
- ・外国人の雇用について、働き始めてから介護職の勉強をするのか。
→うちの法人では、紹介会社を通しているが、母国では日本語・日本の文化を学んで、来日後に介護を学んでおり、月に1回程度勉強会等を実施している。
- ・外国人の雇用も含めて、紹介会社・派遣会社が主流となっているが、一人を雇用するだけで手数料が年収の数十パーセントがとられてしまう。紹介会社から紹介された人材についても3カ月ほどで離職してしまうと大きなダメージを負う。
- ・外国人雇用をするにあたって、生活に必要なもの・家賃等の支援を事業所や職員がいろいろ用意している状況にあるが、市内でまだ使える不用品等を外国人に提供できる仕組みがあるといい。

<報 告>

1. 恵庭市福住憩の家の開館時間等について

令和6年度末をもって指定管理期間の満了を迎えることに伴い、憩いの家機能の移転を予定していたが、利用団体からの要望を受け、機能移転を再検討する期間を設け、当面の間、最低限の維持管理を行いながら利用を継続する。

利用継続にあたり、これまでの利用実績を鑑み、新年度から開館時間等の変更を行う。

2. 恵庭市有償サービス事業（ちょこっとお手伝いサービス なんもだよ）の料金改定等について

標記事業で協力者に支払われる謝金について、物価高騰や人件費の上昇を考慮

して、令和7年度より料金改定を行う。

また、サービス提供時間について、協力員からの要望や実態に合わせて、草刈り等の一部作業は、午前8時からの作業を可能とする。

3. 地域密着型サービス事業者等の休止等について

以前より休止していた事業所について、休止期間の延長の申請があったほか、札幌市の訪問介護事業所について、恵庭市民の利用者を見込んで指定を受けていたところ、実際に利用がなかったため、廃止の申請となっている。

4. 指定介護予防支援の一部委託について

法令に基づき、地域包括支援センターが実施する介護予防支援業務等の一部を居宅介護支援事業所に委託する届出を受けている。昨年の段階で市への届出について統一的なルールを定め、各地域包括支援センターの委託状況を確認したことから、今回報告するものである。

今後、変更があった時点で改めて報告をしていく。

【部会長】 只今、事務局より説明のあった、報告について質問・意見等はあるか。

【委員】 報告1の憩いの家の耐用年数60年となると、あと19年この建物を使用するということか。

【事務局】 耐用年数は60年だが、老朽化や稼働率を鑑みて検討していく方向のため、あくまでも耐用年数60年は目安の数値である。

【委員】 憩いの家で午後の利用が週に1回となっているが、利用が集中して使えなくなる町内会等も出るのではないか。

【事務局】 憩いの家は、65歳以上の方が活用する場所であり、基本的に町内会等の団体が使うことを目的としておらず、現在利用している老人クラブやサークル等の時間を調整させてもらい、開館時間を設定した。

(5) 閉会

【部会長】 その他、ご意見・質疑がなければ事務局より連絡事項はありますか。

【事務局】 各委員におかれては、2年間の委嘱期間ありがとうございました。

本日の議事となっていた計画の見直し、再検討については、本日のご意見を参考に、来年度の1回目の専門部会で審議いただけるよう進めていきたい。

【部会長】 それでは、以上をもって閉会とします。